

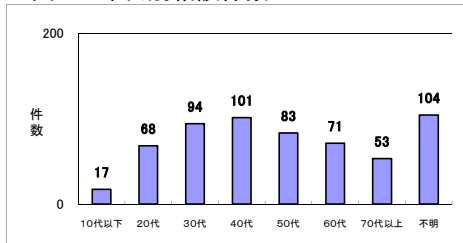
# 平成22年6月分の消費生活相談の概況

- 6月の相談件数は、591件で〈表1〉のとおりです。前年同月(575件)と比べ、16件の増加です。
- 総相談件数591件のうち、「不当請求」と判断される相談は148件で、前年同月(176件)と比べ、28件の減少です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「インターネット情報」で、以下「消費者金融(サラ金)」、「商品一般」、「不動産貸借」、「工事・建築」となっています。
- 県消費生活センターと12市町消費生活センター等では、6月18日の改正貸金業法完全施行を踏まえ、6月を「多重債務相談強化月間」とし、17、18日に「多重債務110番」に取り組みました。  
6月の相談件数は、63件(前年同月比+80%)、「多重債務110番」の相談件数は25件となっています。

〈表1〉

区分	総相談件数		販売購入形態別相談件数									危険・危害		不当請求	
	件数	うち苦情相談	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチまがい	電話勧誘販売	ネガティブ・オープン	その他無店舗	不明・無関係	危害	危険	うち架空請求		
6月	件数	591	556	162	57	159	9	33	0	3	168	3	4	148	26
	構成比(%)	100.0	94.1	27.4	9.6	26.9	1.5	5.6	0.0	0.5	28.4				
累計	件数	1,809	1,686	491	172	503	19	106	1	11	506	13	9	439	61
前年同月	件数	575	528	112	66	164	8	29	2	4	190	3	2	176	47

〈図1〉年代別相談件数



〈表2〉商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	インターネット情報	112	アダルト情報サイト、出会い系サイトなど
2	消費者金融(サラ金)	70	消費者ローン
3	商品一般	29	特定できない商品(架空請求ハガキなど)
4	不動産貸借	19	賃貸アパート、借家など
5	工事・建築	17	新築・増改築工事、ガス工事など

## お知らせ

… 高齢者を狙ったカニをめぐるトラブルに注意！ …  
サケ・ホタテ貝・昆布なども…

### 事例

- ・ 電話で父が、5万円もするカニとサケのセットを勧められ、よく分からないまま購入を承諾してしまった。断りの電話をするがいつも話中中つながらない。
- ・ カニを買わないかと電話があり、断ったのに発送すると一方的に言って電話が切れた。どうしたらいいか。
- ・ 「毛ガニの注文を受けているので代引きで送る。」と電話があった。「申し込んでいない。」と言っても「台帳に載っている。」と強引だったので電話を切ったが、届いたらどうしたらいいか。

### アドバイス

#### 1. 必要なければ、きっぱりと断ること

販売業者は値引きしたり、おまけをつけるなどといって、どんどん断りづらい状況を作ります。必要なときは、「お断りします。」ときっぱり断りましょう。電話で一度断れば、その後の勧誘は特定商取引法で禁止されています。

#### 2. 契約書面でしっかり確認しましょう。

電話で勧誘されて購入する場合には、必ず販売業者名や連絡先等を確認し、それらが記載された契約書面をもらいましょう。

#### 3. 届いてしまったら…

- ① 電話で勧誘された場合、クーリング・オフできます。  
電話勧誘で承諾をして商品が届いた場合は、生鮮食品であっても8日以内であればクーリング・オフできます。
- ② 一方的に送りつけられた場合、受け取る必要はありません。  
「承諾」の意思を示していなければ、契約は成立していませんので、商品の受け取り義務や支払い義務はありません。いったん支払ってしまうと、販売業者の連絡先等が分からないことが多いため、代金の取り戻しが難しくなる場合があります。心あたりのないものは安易に受け取らないようにしましょう。

◆心配なときは、早めに消費生活センターに相談しましょう

### ★”カニ”に関する相談件数

	H22年度 (6月末現在)	H21年度
相談件数	18	17
うち高齢者 (60歳以上)	11	14

